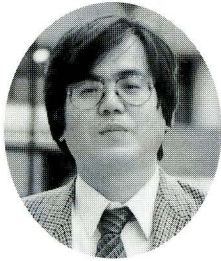


第11号 2003(平成15)年3月31日発行

# 沖繩法政研究所報

沖繩国際大学沖繩法政研究所 所長 山城 将 美

〒901-2701 沖繩県宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話098-892-1111 内線2901~2903 直通098-893-9023



## 法政研と私

所員(法学部教授) 稲 福 日出夫

あらためて「所報」創刊号に掲載された「沖繩法政研究所の設立の趣旨」(1997年7月10日)を読んでみた。また、第10号までの「所報」巻頭言などを読んでみる。そこには、各人各様の法政研への係わり具合、その間口の広さが感じられて、強靱である。

では、私は一。法政研の設立前後から、「郷土」という響きに、ある種の愛着を覚え始めた。それはまた、確か小学校6年の国語の教科書にあった「最後の授業」、その時の教室での記憶と連なるのかもしれない。もちろん、小学生に、アルザス-ロレーヌ問題が理解できていたわけではない。ただ、フ란ツ少年とアメル先生とのやりとりに、何かしら心に残るものがあつた、というだけのことである。その後、大学生になって宮崎繁樹の『ザールラントの法的地位』(未来社、1964年)を読み、やはり、そのあとがきに響くものを感じた。

設立趣意書は、沖縄をとりまく法的・政治的諸問題が「日本本土に対する歴史的・地理的・文化的な特異性を有し独自の文化圏を形成していることに起因する」と述べる。

この地の歴史事象・風土のもつ特異性あるいは振幅性を、「郷土」概念で、なにがしか解読できないであろうか。独自性の所以、その素性確認に迫れないものかどうか。未だ、鈍いなまくな刃しか持ち合わせてないが、切り口をそこに求めて、法政研が取り込んでいくであろう諸々の問題へ係わることができないであろうか。—ということが、私の当面の課題である。

かつて、佐渡山豊は、アメリカユウ(世)からまた大和ぬユウ「ひるまさ変わるくぬウチナー」と「ドゥチュイムニ」しながら、ギターを掻き鳴らした。また、海勢頭豊は「喜瀬武原」への想いを、静かに切々と奏でる。そのどちらも、聴く者の心と打ち合い、訴い合う。

あるいはまた、戦後、引き揚げ船で大和から石垣島に帰った伊波南哲は、郷土で父祖伝来の畑を耕していた。小高い丘にあり、海が一望に見渡せるその土地での野良仕事の合間、彼は「おーい、南哲はここにいるぞーっ。おーい、おれは生きてるぞーっ」と、海の彼方へ向かって叫んだ、という。

歌人や詩人の発する言語のもつ衝撃力に比べると、私の課題など微々たるものにすぎない。が、